

日本組合基督教会教会法の研究（2）

塩野和夫

第3章 日本組合基督教会「教会法」推移の考察

第1節 教会法史の時期区分

日本組合基督教会「教会法」推移の分析的考察として教会法史の時期区分を検討したい。ところで、教会法史時期区分の基準はどのように考えればよいのか。この問いに対して、基本法を中心とする教会法体系に顕著な変化が認められる時、その変化を教会法史時期区分の基準と考えたい。そこで、教会法史時期区分は以下の3点が総合的に検討されることとなる。第1に基本法、なかでも教会規約推移の考察である。第2に教会法体系の考察であり、このことは教会規約と他の諸法規との関わりから検討される。第3に教会法史の推移を組合教会の展開との関わりから検討することであり、組合教会総会での際立った動向や組合教会が発表した諸宣言などを手がかりとしたい。

さて、1886年4月に教会規約を制定した第1回総会以来、教会法体系の時期を画する第1の時として、1904—1905年をあげたい。その根拠はまず1904年第20回総会における教会規約の抜本改正である¹³⁰⁾。この改正は組合教会が新しい教会規約の制定とみなすほどの抜本的なものであった。たとえば、これを量的に見ると全12条であった従来の教会規約に対し、改正教会規約は全9章38条となっている。しかも、このような量的拡大は法規内容の充実整備を語っているのであって、要するに従来の簡潔であった教会規約はこの抜本改正によって本格的に整えられたのである¹³¹⁾。第2の根拠は1904年第20回総会期に開かれた信徒大会が公にした宣言書である。宣言書は「国運の発展に伴ひ我民族の使命愈重大なる」時代状況を踏まえて、「吾人は更に国家の進運に

鑑み各教会の独立自給を完成し進んで東洋伝道の志願を貫徹せんことを期す¹³²⁾」としている。国内に限定されていた組合教会の伝道活動を「国家の進運に鑑みて」東洋伝道に拡張しようという宣言は重要な転換を意味する。第3の根拠は1905年第21回総会における「提案」の可決である。「提案」の骨子は「明治39年1月1日より日本基督伝道会社は目下アメリカン、ボードミッションの補助を受け居る総ての諸教会を引き受け経営の責に任ずる事¹³³⁾」であるが、その動機は「日本伝道上組合教会が名実共に自給独立の教会たるを明白にする¹³⁴⁾」ことにあった。「提案」の目的はなおあいまいさを残していたミッションとの関係を清算して組合教会が独立し、自給独立を推進する事であった。以上の3点は組合教会の基本方針と教会法体系の変化を示唆している。そこで、1904-05年を教会法史の時期を画する時とし、1886年-1903年を第Ⅰ期としたい。

それでは、第Ⅰ期に教会法を時期区分へと推進した力は何なのであろうか。その推進力を生み出した力あるいは時代状況として、日本基督一致教会と組合教会の合同運動の失敗、日清・日露戦争で高まったナショナリズム、ナショナリズムを背景に進められた伝道会社と組合教会の独立問題をあげておきたい。合同運動の失敗で強く自覚されたのは教派意識¹³⁵⁾であり、それが具体的に表現される基本法への関心が高まった¹³⁶⁾。この意識あるいは関心が教会規約を改正する一つの力となったと考えられる。ナショナリズムを背景として指向されたのが組合教会と伝道会社のアメリカン・ボードからの独立である。この指向はまず、日清戦争終結直前の1895年4月に開催された第10回総会で決議された「指定寄付金謝絶の決議」¹³⁷⁾に明らかであり、やはり日露戦争終結直前に可決された「提案」にも読み取ることができる。同様にナショナリズムを背景にした動きは国家の動向に同調して東アジア諸国に伝道活動を展開しようとした運動であって、このことは信徒大会が公にした「宣言書」に明らかである。

組合教会教会法史を画する第2の時として1919-21年をあげたい。その根拠はまず1919年第35回総会での教会規約全面修正である。この教会規約の修正が理事会を中心とした執行機関の強化を意図した事は明らかで、この傾向¹³⁸⁾

は他の諸法規にも及んでいる。すなわち、第35回総会で理事会関連規定として理事会規程・中央基金規程・中央基金細則が制定され、各部規則もすでに制定されていた世界社規則・伝道部規則・伝道部基本金規程に加えて総務部規則・朝鮮伝道部規則・教育部規則・社会部規則・財務部規則が制定されている。要するに執行機関関係の諸法規が多く制定され、法体系の中に確固とした位置付けを獲得したのである。第35回総会で公にされた「新時局宣言¹³⁹⁾」も一つの根拠と言えよう。この宣言は第1次世界大戦終了時にあたって国際的視野に立ち社会倫理の確立や階級差別・人種的偏見の解決を訴えている。大正デモクラシー高揚期にあたって、社会的課題に対して教会に求められた対応が宣言の形をとったのであろう。さらに1921年第37回総会で決議されたアメリカン・ボードとの伝道協定はミッションからの独立を目指した組合教会の従来の姿勢をミッションとの積極的協力関係を求める姿勢へと一変させている。この基本的姿勢変化の要因としては1905年以降に組合教会の自給独立が順調に推移したこと、¹⁴⁰⁾ 組合教会とアメリカン・ボードの信頼関係が回復されていたこと、そして時代の要請が社会への広範な働きを教会に求めたこと等が考えられる。

では、1919-21年に教会法史の時期を画する力となったのは何であったのか。その力としてまず、教会法自体にその要請があったと考えられる。すでに第20回総会で教会規約の充実と整備が行われていた。そこで、教会規約の充実に続いて教会法体系に求められたのはおのずと執行機関の充実であった。このことはたとえば、第Ⅱ期の第28回総会で会社規則と附則が廃止されて伝道部規則と伝道部基本金規程が制定されていたこと、各部規則では第26回総会で世界社規則が、第31回総会で日曜学校規則が制定されていたこと等にすでに執行機関の充実が進められていたことが分かる。このような傾向が最も顕著な形をとったのが1919年第35回総会である。次いで第Ⅰ期がナショナリズムの強い影響下にあったのに対して、日露戦争以降、特に第1次世界大戦以降は国際的な影響の強かったことが教会法史の時期区分に関係したと考えられる。たとえば国際的な傾向は1919年に発表された新時局宣言に読み取れるし、ミッションとの関係改善にも影響したので

はなかったか。さらにこの時期に制定された社会部規則の条文内容にも時代状況の影響がうかがえる。¹⁴¹⁾このように1904-1918年を教会法史の第Ⅱ期とすることができよう。

教会法史を画する第3の時として1936-37年をあげたい。その根拠はまず、1936年第52回総会の教会規約全面修正である。この教会規約修正の特質は執行機関の合理化・簡素化であり、たとえば各部規則が廃止されて教会規約に組み入れられている。しかも、執行機関の合理化は組合教会組織と諸教会に対する管理・統制強化の一環であった。修正教会規約で新しく導入された会長制が中央集権的組織への展開をよく語っている。さらに1937年第53回総会で教職招聘制と矛盾する教職銓衡規程が制定されて諸教会への管理が強化されている。このような教会法体系の変化に加えて、1937年第53回総会は「支那事変ニ関スル声明」¹⁴²⁾「時局ニ処スル申合」を公にしている。「声明」「申合」で明らかなのは日中戦争の全面的承認と積極的協力であり、戦争協力の姿勢が教会法体系に強く影響していたことが分かる。

そこで、1936-37年の時期区分を推進した力について考えたい。1920年以降の教会法の展開では当初は執行機関関連の諸法規が引き続き充実している。このような展開は第Ⅲ期の自然な流れである。この流れに変化のきざしが現れたのが1933年第49回総会であり、この時から時期を画する推進力が顕著となる。たとえば、第49回総会で可決された宣言書は前文で「時代の趨勢と教会の内外の実情に鑑み茲に左の宣言をなす」と述べ、結びの第5項で「我等は以上の目的を遂行せんが為新時代の動向に適應して専心努力せんことを期す」としている。¹⁴³⁾要するに時代への適應が必要だと訴えられているのである。また、第49回総会では多くの各部規則が「各部規則」1本にまとめられ、執行機関合理化の端緒がうかがえる。さらに第49回総会で組合教会の動向がよく語られているのは「教勢調査審議会報告書」であって、そのなかで「宗教及び社会教化の凡ゆる組織体は、此の時代の大變動に直面し、其の機能を十分に活躍するに足らざるものを見出すに至った。茲に於てすべての組織体は変転窮まりなき社会情勢に対応し、命令一下直ちに組織細胞の一切が尤も機敏に活動し得る統制と規律とを要望するに至った」と述べている。¹⁴⁴⁾ここに

述べられている「統制と規律」を教会組織に求める力が1936-37年の時期区分をもたらしたのである。したがって、1919-35年が教会法史の第Ⅲ期であり、1936-41年が第Ⅳ期となる。

1936年以降、教会法体系の特質は中央集権的な組織の管理統制にあった。教会法史第Ⅳ期の教会法規に関する目立った動きは組合教団規則の制定をめぐる当局との交渉であるが、組合教団規則は当局に認可されず実施されることはなかった。組合教会解散後の日本基督教団への移行期である教団第3部の教会法体系についても組合教会法史第Ⅳ期と同様の指摘ができるであろう。教会法における諸教会への管理統制強化は1936年以降、教団の部制解消までの全過程が日本の戦時体制下にあったことと深く関わっている。

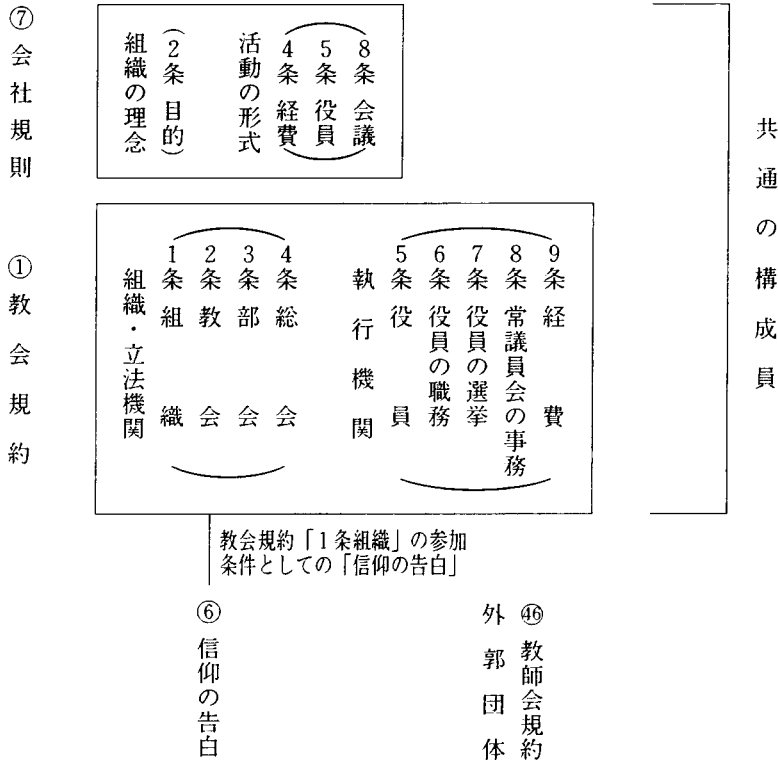
第2節 教会法の体系Ⅰ 1886年-1903年

日本組合基督教会教会法推移の総合的考察として教会法史の各時期における教会法の体系について検討したい。

第Ⅰ期の教会法体系には二つの基本的特質が指摘できる。第1は法体系が簡潔であり、組合教会教会法史のなかでは原初的な形態をとっていることである。このような特色は組合教会が設立されて間もない時期であり、組織としての認識・運営・活動が未熟であった事が反映していよう。第2に会社規則と教会規約が法体系の二つの中心として併存していたことである。この併存にも当時の組合教会関係者の意識と活動の反映が読み取れる。すなわち、教会規約の重要性が次第に増していったとは言え、第Ⅰ期には伝道会社が重要な働きを担い会社規則が法体系のもう一つの中心に位置していたのである。

そこでまず、会社規則を見ておこう。組合教会を立てた諸教会がそれに先立って組織的活動を展開したのが伝道会社であり、その法規が会社規則である。したがって、会社規則は組合教会諸法規の中で最も古い法規であると共に第Ⅰ期の特色をよく現している。その特色とは諸教会の重点が伝道活動に置かれ、教会の組織化に関しては関心が薄かったことである。たとえば図1¹⁴⁵⁾の会社規則の場合、伝道会社の目的に賛同する諸教会が経費を賄い、役員を選出して業務を担い、必要な会議が開かれたのであった。

図1 第I期の教会法体系 1897年現在



教会規約も第I期にはきわめて簡潔である。しかし、教会法体系の中心に位置付けられる特色がいくつか読み取れる。それは教会規約に関しては、簡潔ながらも組合教会組織の体系が教会規約に整備されていることである。たとえば図1の教会規約の場合、組合教会組織と立法機関が「第1-4条」で規定され、執行機関が「第5-9条」で規定されている。簡潔だが組合教会組織の基本的な形態が整えられている。

教会規約を中心に他の諸法規が制定されていく萌芽も第I期に確認できる。信仰の告白は教会規約「第1条 組織」¹⁴⁶⁾との関わりで教会法体系に位置付けられる。教師会規約は組合教会の外郭団体法規と考えられるが、組合教会教師の研修と交流を担い、独自の組織を持つ教師会の規約である。

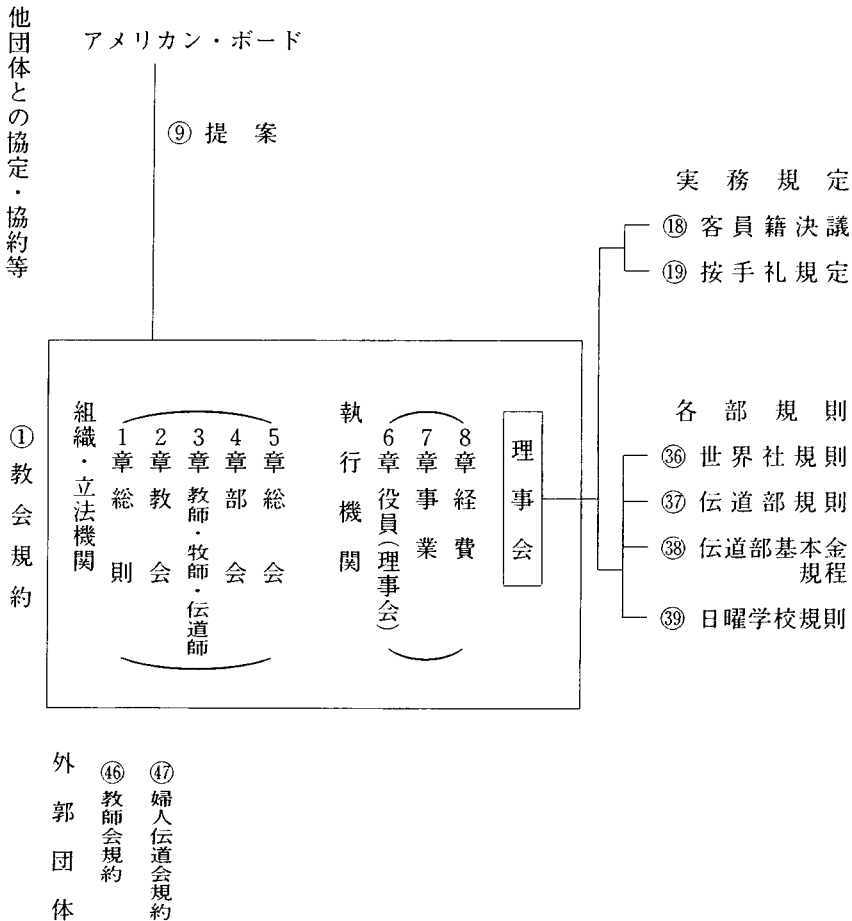
第3節 教会法の体系Ⅱ 1904年—1918年

第Ⅱ期の教会法体系の特色はまずその中心的位置が教会規約に与えられたことである。このような教会規約の位置付けは改正教会規約で伝道会社が組合教会の設立とされたこと、及びアメリカン・ボードへの依存克服を目的とした「提案」可欠の結果である。伝道会社に関して言えば、第20回総会で組合教会の設立とされ、第24回総会では組合教会の運営となり、第28回総会で伝道会社は解散、会社規則は廃止され伝道部規則が制定されている。このようにして第Ⅰ期には法体系の一つの中心であった会社規則が第Ⅱ期には廃止され、教会規約が唯一の中心となったのである。

法体系の中心に教会規約が位置付けられたことと平行して、執行機関強化の傾向が確認できる。要するに組合教会は「提案」の具体化を執行機関の強化・充実で果たそうとしたのである。執行機関強化の傾向を教会規約で見ると、第20回総会で常議員会が強化され、第24回総会で5名定員の理事会が設置され、第28回総会では理事が10名に増員されている。このような推移の中で執行機関の中心的機能が理事会に集中していく。執行機関の充実を図2で他の諸法規から見ると、実務規定では第23回総会で客員籍決議が決議され、第27回総会で按手札規定が制定されている。各部規則では第26回総会で世界社規則が、第28回総会で伝道部規則と伝道部基本金規程が、第31回総会で日曜学校規則がそれぞれ制定されている。これらの諸法規は客員籍決議を除いていずれも組合教会理事会の直接の管轄下に置かれている。第Ⅱ期は教会法体系としてはまだ簡潔な段階にあるが、それでも執行機関強化の傾向と、教会規約が法体系の中心的位置を確立したことをその特色としてあげることができる。

第Ⅱ期の1906年に婦人伝道会が創立され、婦人伝道会規約が制定されている。婦人伝道会は教師会と同様組合教会の外郭団体であるが、その目的は「我国及び海外に基督教の福音を宣伝する」ことであり、そのために全国諸教会婦人会の参加が規定されている。

図2 第Ⅱ期の教会法体系 1915年現在



第4節 教会法の体系Ⅲ 1919年—1935年

教会法史第Ⅲ期に教会法の体系は最も充実する。図3にしたがってまず、組合教会内部の法体系を見ておこう。

第Ⅲ期にも教会規約が法体系の中心に位置し、その内容に際立った変化は認められない。法体系の中で急速に重要性を増すのは理事会規程である。第Ⅱ期にすでにその傾向が指摘された執行機関の充実が第Ⅲ期にはさらに顕著

に進み、それら執行機関関連諸法規を管轄したのが組合教会理事会であった。そこで、理事会の管轄に置かれた諸法規を財団法人関連の諸法規・実務関連の諸法規・各部規則関連の諸法規に分けて見ておきたい。¹⁵⁰⁾

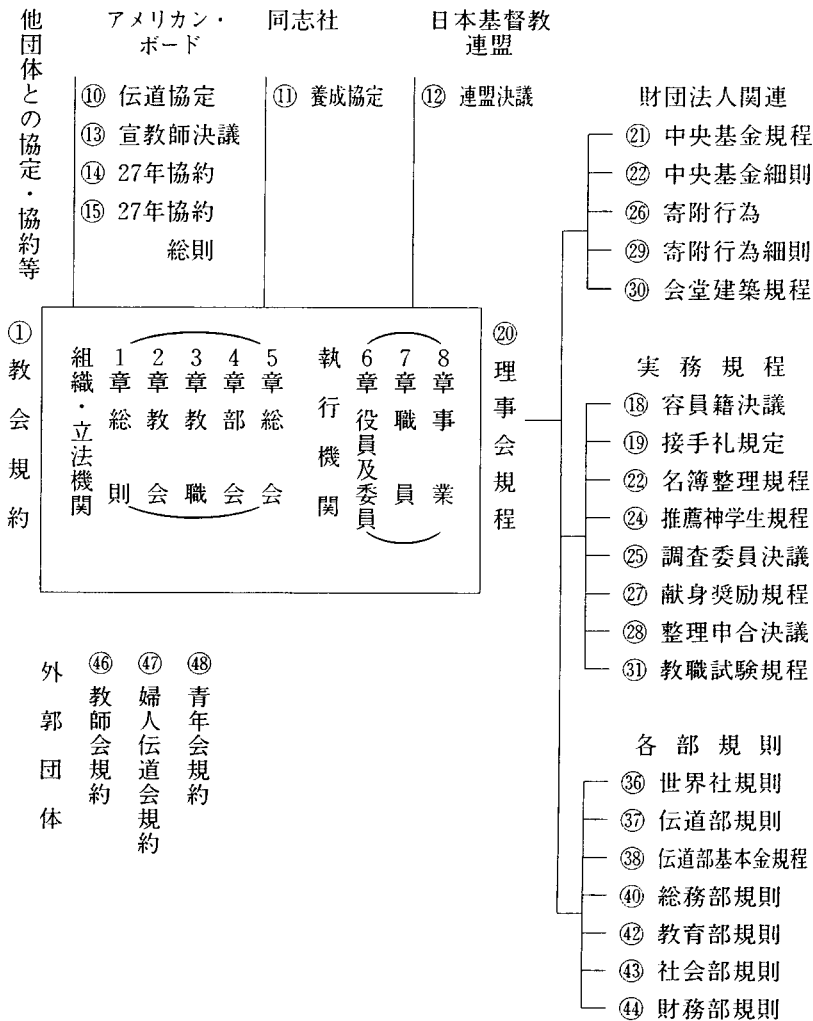
組合教会の教会財産管理等に関連した財団法人関連の諸法規はすべて第Ⅲ期に制定されている。このことは教職者の経済的支援、教会財産の管理や会堂建築の経済的支援等の法的措置が第Ⅲ期に整い始めたことを語っている。ところで、財団法人関連の諸法規で指摘しておきたいことはこれらの重要な諸法規の制定・修正がたびたび財団法人理事会で行われていることである。¹⁵¹⁾ 実務規程では客員籍決議・按手札規程を除く他の諸法規はすべて第Ⅲ期に制定されており、教会の実務を充実させかつ円滑に執り行っていく法的措置が整備されたことがわかる。同様に各部規則の場合でも総務部規則・社会部規則・財務部規則が第Ⅲ期に制定されて、各部活動を規定し支える法的措置が整えられている。

そこで第Ⅲ期の組合教会内部の法体系について一つの指摘をしておきたい。第Ⅲ期のように法体系が整ったことは組合教会の組織活動の結果とも言えるし、組織活動の充実を語っているとも言える。この組織活動の充実はいくつかの法規が財団法人理事会で制定され修正されたことに端的に語られていよう。ところで、このような自立性を内包した執行機関の充実は各個教会と執行機関との関係について何を意味するのであろうか。それは第Ⅰ期に成立していた両者の直接的な関係が希薄になったことを予想させ、その結果両者の関係の質にある種の変化が生じていたことを推測させるのである。

外郭団体に関しては教師会規約・婦人伝道会規約に加えて、青年会規約が第Ⅲ期に制定されている。青年会規約は地方青年会連盟の全国団体で「キリスト教会ノ為ニ奉仕セン事ヲ」目的としている。

第Ⅲ期に充実した法規分類の中に『他団体との協定・協約等関連法規』がある。なかでもアメリカン・ボードとは伝道協力協定・宣教師決議・27年協約・27年協約細則を結び、伝道・教育等の幅広い分野で協力事業を行っている。同志社とは養成協定を結び、伝道師養成のために協議会を設置している。さらに日本基督教連盟についても連盟決議で参加を決定している。このよう

図3 第Ⅲ期の教会法体系 1930年現在



に第Ⅲ期には組合教会内の法的充実に伴って他団体との協定・協約も積極的に結び、協力関係による幅広い活動に取り組んでいる。

第5節 教会法の体系Ⅳ 1936年—1941年

第Ⅳ期の教会法体系は形式的に見ると図4に示されるように充実した様相を示している。しかし、第Ⅳ期に関しては形式的な法体系の充実をただちに内容的充実結びつけることはできない。むしろ、図4の法体系をどのように解釈するのか、その適切な基準が求められる。なぜなら、第Ⅳ期の法体系の豊かさは第Ⅲ期までに形成された法体系の結果であり、第Ⅳ期の法体系が第Ⅲ期よりも縮小している事実こそ第Ⅳ期法体系の理解には重要だからである。したがって、第Ⅳ期法体系の解釈はどの部門のどの法規がどのような理由で縮小されたのかを主要な解釈原理として検討されなければならない。

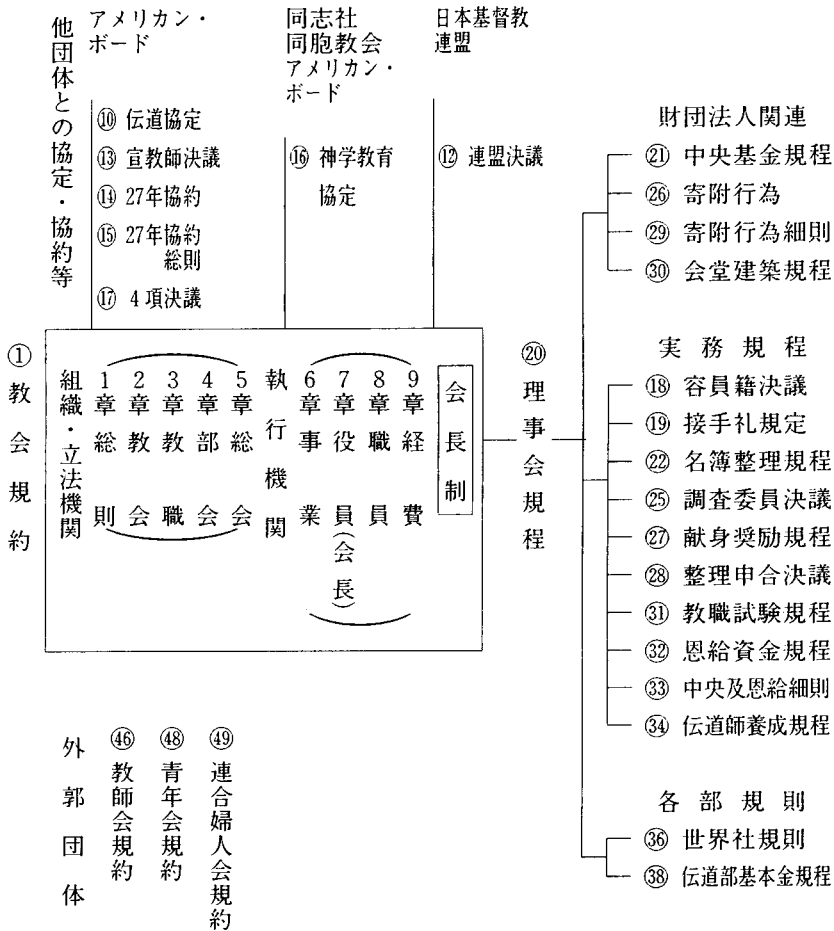
そこでまず、教会規約の検討から始めよう。図4の教会規約を図3の教会規約と比較すると全体的構成で著しい変化は認められない。しかし、教会規約の内容を調査すると顕著な変化を2点指摘できる。第1は会長制の導入である。¹⁵²⁾ 会長制の導入は組合教会が従来¹⁵²⁾の理事長制よりも中央集権的性格を帯びることとなった結果である。第2は各部規則の多くが教会規約の中に組み入れられていることである。このことは組織の合理化とも言えるが、当時の状況を考え合わせると明らかに教会組織に対する管理統制強化の一環であったことが分かる。

執行機関関連の諸法規では形式的にはともかく実質的には会長制の導入により理事会の権能の低下は明らかである。¹⁵³⁾ 財団法人関連の諸法規で見ると本来はこの部門に入る恩給資金規程・中央及び恩給細則が財団法人理事会の管轄から離れている。実務規程では第53回総会で教職銓衡規程が制定されたことが内容的に重要である。教職銓衡規程は教師の移動に関して中央の管理を進める規程である。各部規則では世界社規則と伝道部基本金規程を除いて、他の法規はすべて教会規約に組み入れられている。このように組合教会内部の法体系の縮小は組合教会組織の管理統制強化と密接に関わっている。

外郭団体では教師会規約・青年会規約と並んで連合婦人会が婦人伝道会に代わって第53回総会で設立され、連合婦人会規約が制定されている。連合婦人会は従来の伝道応援に加えて婦人会活動の支援を目的の一つに加えている。

他団体との協定等について大きな変化はないが、養成協定にアメリカン・

図4 第Ⅳ期の教会法体系 1937年現在



ボードと同胞教会が加わって神学教育協定に代わり、伝道協定の第4項について、4項決議が決議されている。4項決議はアメリカン・ボードとの関係では消極的法規である。

第4章 個別諸問題の検討

第1節 各個教会の自治と組合教会の組織

組合教会の主要な特色の一つとして教会の自治があげられ、¹⁵⁴⁾ 組合教会は会衆派の「教会政治は各個教会の自治と協同を基本的な方針とする」立場を継承したと広く認識されている。¹⁵⁵⁾ しかし、組合教会の歴史において「各個教会の自治」が具体的にどのように展開されたのかは必ずしも明らかではない。そこで、各個教会の自治と組合教会組織との具体的な関わりを教会法の展開において検討したい。そのために教会法の時期区分に従い、まず基本法の中核である教会規約で各個教会の自治と組合教会組織が法的にどのように規定されていたかを検討する。次いで、教会規約における規定が法体系の中でどのように位置付けられていたのかを検討する。

教会法史の第Ⅰ期（1886年－1903年）から検討を始めよう。第Ⅰ期では1886年第1回総会の制定教会規約、1891年第6回総会と1897年第12回総会の全面修正教会規約を検討対象とする。

第Ⅰ期の教会規約では大筋で各個教会自治と組合教会組織は以下のように規定されている。まず、自治教会の前提的存在である。たとえば、制定教会規約の第1条には「各地にある独立自治の教会」とある。ここに規定されている「独立自治の教会」は単なる理念上の自治ではなく現実的具体的な自治教会を意味し、これらの教会が主体となって組合教会を組織したのである。この教会の自治に対して制定教会規約では「但各教会の内治には干渉せざるべし」と規定されている。¹⁵⁶⁾ そして、これらの自治教会が「組合を立つ」のである。「組合を立つ」という興味深い表現は組織に干渉されることのない自治教会が相互交流と協同事業のために組合に主体的に参加し、協力する現実を語っている。¹⁵⁷⁾ さらに組合への参加条件である。第Ⅰ期では主たる参加条件は信仰ケ条あるいは信仰の告白であり、教会規約への同意が第12回総会修正教会規約で初めて加えられている。¹⁵⁸⁾

以上述べた教会規約における教会の自治と組合教会組織の関係はほぼそのまま第Ⅰ期の法体系でも認められる。第Ⅰ期の法体系は未熟な段階にあり、

一方に会社規則があるとはいえ、組合教会の法体系はほぼ教会規約に集約されていたからである。

そこで第Ⅰ期の教会自治と組合教会組織について3点の指摘をしておきたい。

第1に第Ⅰ期では組合教会組織に対する教会の自治は単なる理念や理想ではなく教会の現実として法的に規定されていたことである。すなわち法的現実として各教会は組織に干渉されない自治教会であり、この自治教会が主体的に相互交流と共同作業のために「組合を立てた」のである。

第2に組合への参加条件として第Ⅰ期では信仰ヶ条あるいは信仰の告白が規定されていたことである。第Ⅱ期以降に信仰の告白は法的位置を失い、組合教会の法体系は実務的性格を強くする。その流れを考えると第Ⅰ期に信仰の告白が法的に位置付けられていたことは一つの特色と言えよう。¹⁵⁹⁾

しかしながら、すでに第Ⅰ期にその後の流れの端緒があったことを第3に指摘しておかねばならない。それは組合教会の参加条件が信仰の告白から教会規約の同意へと移っていく流れであり、組合教会組織に対する教会の自治が法的現実から法的理念へと変質していく流れである。

教会の自治と組合教会組織の関わりについて第Ⅱ期（1904年－1918年）と第Ⅲ期（1919年－1935年）は一つの流れの中に捉えることができる。すなわち、法体系の中で執行機関が次第に充実し始めたのが第Ⅱ期であり、その流れを受けて第Ⅲ期は教会法体系における執行機関が最も充実整備された時期であった。このように同じ流れの中に捉えることのできる第Ⅱ期と第Ⅲ期は併せて検討したい。

そこでまず第Ⅱ期・第Ⅲ期の教会規約における教会の自治と組合教会組織の関係を検討したい。具体的には1904年第20回総会の改正教会規約、1908年第24回総会の全面修正教会規約、1919年第35回総会の全面修正教会規約を対象とする。第Ⅱ期・第Ⅲ期の教会規約における教会の自治と組合教会組織に関する法的現実「第1章 総則」で一貫して次の通り考えることができる。まず、組合教会を組織するのは「自治を主義とする基督教会」である。次いで組合教会は教会規約に同意する基督教会によって組織される。¹⁶⁰⁾ さらに組合¹⁶¹⁾

教会組織の目的は①加盟教会の一致協力、②共同事業の経営、③世界各国の基督教会との提携である。¹⁶²⁾

第Ⅱ期・第Ⅲ期でさらに検討を要するのは教会規約「第1章 総則」における両者の関係規定が法体系でどのように位置付けられているかである。すでに述べた通り、第Ⅱ期には執行機関の充実が法体系の中で確認され(参照図2)、第Ⅲ期にはさらに執行機関が充実整備され、その中枢に組合教会理事会有り、財団法人関係の諸法規・実務関係の諸法規・各部関係の諸法規がそれぞれに整えられて、活発な組織活動を法的に支えている(参照図3)。このように法体系の中に執行機関が大きな位置を占めていく過程で教会の自治と組合教会組織の間に重要な変化が生じたことが予想できる。それは各個教会に対する組合教会組織の質的变化である。第Ⅰ期には自治教会が「組合教会を立てた」のであって、組合教会組織の主体は自治教会にあった。ところが、第Ⅱ期・第Ⅲ期の流れの中で組合教会は組織活動を拡大強化していく。そこでは、組合教会の活動主体は組合教会組織であって、それは具体的には理事会を中枢にした執行機関であった。このような組織活動の強化と担い手の変化は法体系における変化を伴っていたと考えられる。その変化はまず、法体系における強調点が第Ⅰ期の「自治教会による組合」から第Ⅱ期・第Ⅲ期には「執行機関活動」に移ったことであり、この強調点の変化は「教会自治」の法的解釈に変化をもたらしたと推測できるのである。では、「教会自治」の法的解釈の変化とは何なのか。それは第Ⅰ期には具体的に法的現実として理解されていた「自治教会」が第Ⅱ期・第Ⅲ期には理念としての「自治主義」に質的に変化したと考えられることである。¹⁶³⁾

第Ⅳ期(1936年-1941年)の教会自治と組合教会組織の関係も教会規約の検討と、それが法体系の中でどのように位置付けられていたのかを検討することによって行いたい。¹⁶⁴⁾なお、第Ⅳ期で対象とされるのは1936年第52回総会の全面修正教会規約である。

第52回総会全面修正教会規約「第1章 総則」における教会の自治と組合教会組織の関係についての規定は第Ⅲ期とほぼ同様であり、簡潔に述べておきたい。まず、自治を主義とし、教会規約に同意する基督教会によって組合

教会は組織される。組織の目的は①加盟教会の一致協力、②共同作業の経営、③世界各地の基督教会との提携である。¹⁶⁵⁾

教会規約における教会自治と組合教会組織に関する規定を法体系で形式的に検討すると（参照 図4）、ほぼ第Ⅲ期と同様の結論が導き出される。したがって、「自治主義」という理念化がここでも指摘できる。しかし、第Ⅳ期の場合は法体系の変化を推進していた力、すなわち個別教会と組合教会組織に対する中央集権的管理体制の強化という力との関わりから「自治主義」という理念についてさらに検討されなければならない。

そこで、第Ⅳ期の特色として「自治を主義とし協同を精神とする」組合教会の自治主義と第Ⅳ期の会長制等に見られる中央集権的傾向が矛盾しながら法体系の中に混在していたことがあげられる。両者の混在をさらに言及するならば、たとえば教職銜程等に端的に読み取れるように中央による諸教会への管理統制は教会自治を侵しかねない状況にまで進展していた。したがって、法体系の中に教会自治の理念と対立しあるいはそれを侵害する法規が規定されていく状況にあって「教会自治」の理念だけはなお立ち続けていたというのがより正確な認識である。この理念を語っているのが「自治を主義とし協同を精神とする」（第1章 総則 第1条）という教会規程である。法体系的傾向はすでに教会自治の理念とは矛盾を示しているにもかかわらず、なお「教会自治」の理念だけは教会規約の中に立ち続けていた現実に自治主義を標榜した組合教会の伝統を見るのである。

第2節 協同の精神と主体的責任を担う教会

「自治を主義とし、協同を精神とする」教会共同体を形成するために組合教会に求められたものは何であろうか。竹中正夫教授は宮川経輝の著作とR. W. ラーネットの組合教会への訣別の挨拶を引用しながら大きな「責任」を指摘しておられる。¹⁶⁷⁾ 同様に土肥昭夫教授も「組合教会の標榜する会衆主義は各個教会また会衆ひとりひとりの自由と相互の連帯を唱えるだけに、彼らがその重荷に耐えるだけの主体的責任を持っていなければならない」と「主体的責任」を指摘しておられる。¹⁶⁸⁾ 教会自治の主義は組合教会に各個教会の主体

性尊重を要請したが、教会自治と並び称せられる協同の精神は個別教会に組合教会への責任ある主体的参加を促したと考えることができる。もちろん、協同の精神は精神的特色を帯びているので、必ずしも教会法や教会の組織形態によって把握されるものではない。しかし、組合教会は精神だけで歴史的教会として生きていたわけではない。むしろ、具体的な組織として設立され運営されたのであるから、そのような場で協同の精神が何であったのかが検証されなければならない。そこで、組合教会の組織形態や運営・活動への各個教会の主体的参加がどのように法的に規定され、また具体的にどのように機能したかを検討することによって組合教会における協同の精神の重要な一面が明らかにされるであろう。そこで、組合教会に対する各個教会の主体的参加が法的にどのように規定されていたのかを立法機関と執行機関の関わりを中心に検討する。検討方法としてはまず、教会規約における各個教会の総会参加規定と執行機関規定との関わりを調査し、次いで教会規約の規定が法体系の中でどのように位置付けられていたかを検討する。その上で、各個教会の主体的参加が法的にどのようなものであったかを考察する。なお、立法機関はその対象を組合教会総会に限定し、執行機関も組合教会全体に係わる機関に限定した。時期区分及び各時期に検討対象とされる諸法規は第4章第1節に従った。

第Ⅰ期(1886年-1903年)では、毎年4月に定期総会が開催され、その他必要に応じて臨時総会の開催が規定されている。総会出席議員数は当初は教会種別に関係なく1名ないし2名であり、第6回総会から議決権を持たない番外議員の規定が設けられ、「本会ニ関係アル伝道師、牧師、外国宣教師ハ番外議員タルヲ得¹⁷¹⁾」と規定されている。第Ⅰ期の総会では総会開催が第1の主要目的とされており、第6回総会全面修正教会規約には「総会第1ノ目的ハ組合諸教会全体ノ信仰ヲ厚ウシ其信仰ヲ喚氣スルニ在リ¹⁷²⁾」とある。総会第2の目的は組合教会全般に係わる事務であり「他ニ左ノ如キ事務ヲ処理スルモノトス(1)組合教会全体ノ事業ニ関シ其報告ヲ授受シ且適當ト認ムル処置ヲ勧告スル事(2)日本全国伝道ノ経倫ヲ講究シ且伝道会社ニ関スル議事ヲ行フ事¹⁷³⁾」と規定されている。¹⁷⁴⁾

第Ⅰ期の執行機関は常議員会と伝道会社である。当初、常議員会の主たる¹⁷⁵⁾処理事項として総会開催があげられていた事に端的に示されているように二重の意味で総会と諸教会との密接な関わりの中で組合教会は運営されていた。二重の意味とは第Ⅰに形式的意味であり、このことは常議員会で処理された事項がほぼすべて総会で協議され、承認され、決議された点にある。したがって、執行機関の活動は立法機関及び諸教会との直接的な関わりにあった。そこで第Ⅱに精神的意味であるが、立法機関と執行機関のこのような関係においては総会に参加した諸教会が協同の精神を生かして主体的に執行機関活動に参加する可能性が広く保たれていたと考えられる。伝道会社は第Ⅰ期には組合教会とは別組織であったが、構成員は同一であった。(参照 図1) また、組合諸教会の主体的参加と責任によってその活動も経費も担われていた。

そこで、第Ⅰ期の法規定では各個教会は責任主体として組合教会に参加し、協同の精神を生かして共に責任を担う事が可能であったと考えられる。ただし、各個教会の主体的参加を可能にした法制度は法的熟慮の結果であるよりも、法的に未熟な段階の産物であったと言えよう。¹⁷⁶⁾

第Ⅱ期(1904年-1918年)・第Ⅲ期(1919年-1935年)には毎年10月に定期総会が開催され、必要に応じて臨時総会の開催が規定されている。総会出席議員数は教会種別と会員数で決められ、大教会の多い部会の発言力が強められている。¹⁷⁷⁾ 番外議員の範囲も広げられ、「1、本会、部会、及び日本基督伝道会社の役員 2、本会に関係する教師、伝道師及び外国人宣教師 3、日本基督伝道会社役員 4、特に総会に於て推薦したるもの」となっている。¹⁷⁸⁾ 第Ⅱ期・第Ⅲ期の総会内容規定はほぼ第Ⅰ期に準じている。まず協同の精神を培う場として総会が「総会は諸教会の交誼を厚ふし其信仰を増進すべき諸集會を催し」と規定されている。続いて総会処理事項が次のように規定されている。「且左の事項を執行するものとす 1、日本基督伝道会社及び其他の伝道に関する報告及び議事 2、本会収支予算の議事 3、部会に関する議事 4、本会教師の資格及び進退に関する議事 5、本会教役者養成に関する議事 6、本会の出版に関する議事 7、総会場所の選定 8、役員

選挙 9、以上に掲ぐる外、本会に関する報告及び議事¹⁷⁹⁾。このように教会規約では第Ⅰ期と同様に総会で諸教会の協同の精神が確認され、その中で総会議案が計られるようになっている。

第Ⅱ期・第Ⅲ期の執行機関は理事会を中心に組織されている¹⁸⁰⁾。教会規約ではこの期間に理事長制の強化が顕著であり、併せて組合教会の事業遂行のため各部門が着実に設けられている¹⁸¹⁾。さらに法体系の推移でも執行機関強化の傾向は顕著である。（参照 図2、図3）特に組合教会にとって重要ないくつかの諸法規が組合教会理事会あるいは財団法人理事会によって制定され、修正されている事実は注目すべきである。

そこで、第Ⅱ期・第Ⅲ期に進行した立法機関と執行機関の関わりから以下の通り結論付けたい。第Ⅱ期・第Ⅲ期でも教会規約の総会内容規定には諸教会の協同の精神が言及され、実際に諸集会在が催されて協同の精神が喚起された。しかし、ここで喚起された協同の精神では組合教会活動への主体的参加へと転化されていく可能性が次第に失われている。なぜなら、執行機関の活動と自立性が強化されていく中で立法機関との関わりが形式化・複雑化され、各個教会の主体的参加の可能性の場が奪われていったためである。そのような中で協同の精神は諸教会の精神性において捉えられるようになり個別責任主体としての自覚が薄れていったと考えられる。

第Ⅳ期（1936年－1941年）にも毎年10月に定期総会を開催し、必要に応じて臨時総会の開催が規定されている。総会出席議員数は個別教会に関しては教会種別及び会員数で決められ、その他に執行機関からも参加が認められている¹⁸²⁾。番外議員の範囲もさらに広げられ、総会への執行機関担当者の参加が増加している¹⁸³⁾。総会の内容規定は第Ⅱ期・第Ⅲ期に準じており、協同の精神について「総会ハ加盟教会（伝道所ヲ含ム）ノ信仰ト協同的精神トヲ増進スベキ集會ヲ開キ」と述べた後に、総会の処理事項を記している¹⁸⁴⁾。

第Ⅳ期の執行機関は管理統制強化の名目のもとに行われた理事長制から会長制への転換に端的にこの時期の特色が現れている。このことを教会規約で見ると、理事会の権限縮小と会長制の制定及びかつての会長制にまさる権限の強化を読み取ることができる。法体系でも会長の権限強化が確認できる。

(参照 図4)

そこで、第Ⅳ期には組合教会で重んじられていた協同の精神と組合教会活動への主体的参加との間に分離現象が生じていた事が指摘できよう。両者の分離の原因の一つとして最高立法機関である総会における各個教会の比重の低下がまず考えられる。第Ⅳ期には執行機関関係者の参加が増加し、組合教会活動を直接担っていた彼らの発言力が増大した事に併せて、小教会の議員数が低く抑えられた事によって総会での諸教会の重要性は低下させられた。さらに時代が組合教会に要請した管理統制強化によって誕生した会長制は主体的責任の参加を要請する協同の精神とは本質的に合い入れぬものがあった。したがって、すでに第Ⅱ期・第Ⅲ期に始まっていた協同の精神と主体的責任の参加との分離は第Ⅳ期に決定的になった。しかし、それにもかかわらず第Ⅳ期に協同の精神がなお重んじられていた事実を見逃す事はできない。そこで、第Ⅳ期に重んじられていた協同の精神とは何なのかが問われる。それは諸教会の友好的関係を増進したが組合教会への主体的参加は要請しない精神性、あるいは組合教会への責任的参加は要請したが第Ⅰ期におけるような諸教会が組合教会の実質的責任主体である事を求めない精神性であったと考えられる。

第3節 対外政策—対アメリカン・ボードと朝鮮人伝道

東アジア文化圏¹⁸⁵⁾に属する諸国は19世紀半ばから従来とは異質の内容を伴いながらヨーロッパ・北アメリカ文化圏に属する諸国との接触を余儀なくされた。そこで、19世紀半ば以降にヨーロッパ・北アメリカ文化圏諸国との接触に触発されながらも、東アジア諸国が自制的・自立的に歩み始めた時代を東アジア諸国の近代史と規定するならば、日本近代史¹⁸⁶⁾の中にその時代特有の内容を展開した場の一つとして日本プロテスタント・キリスト教史を捉えることができる。

ところで、東アジア近代史は向こう側から接触を強いられた経緯から、その時代の重要な要因としてヨーロッパ・北アメリカ諸国との関係が考えられねばならない¹⁸⁷⁾。また、東アジア諸国の中でいち早く近代的国家体制を確立し、

東アジア諸国への侵略を進めた日本近代史では東アジア諸国との関係も重要な検討要素となる。

そこで法における個別諸問題の検討を対アメリカン・ボード（“American Board of Commissioners for Foreign Missions”の略記）及び対朝鮮人伝道に関連する諸法規に限定して検討したい。このような限定を行う理由は、日本近代史に位置付けられる組合教会史の検討を法の場合における対外政策から試みるためである。したがって、対アメリカン・ボード関連諸法規検討の目的は、日本近代史におけるプロテスタント・キリスト教の受容と展開を組合教会が主体的にどのように遂行しようとしたのかを法の場合で検討することにある。主にアメリカン・ボードからプロテスタント・キリスト教を受容した組合教会はやがて朝鮮人伝道に着手する。そこで、対朝鮮人伝道関連法規検討の目的は、東アジア諸国への侵略に展開していく日本近代史の時代状況の中で、アメリカン・ボードから受容したプロテスタント・キリスト教を組合教会がどのように朝鮮人に伝道しようとしたのかを法の場合で検討することにある。

組合教会教会法史の第Ⅰ期（1886年－1903年）から第Ⅱ期（1904年－1918年）への移行期である1905年に開かれた第21回総会で「明治38年10月15日大阪青年倶楽部に於ける日本組合教会及アメリカン・ボード宣教師委員の合同会議に於て全会一致を以て採用したる提案」が承認されている。標題にある通り、提案は同年10月15日に組合教会とアメリカン・ボードのそれぞれ5名の委員によって協議され、一致して組合教会総会に上程されたものである。提案の骨子は組合教会の伝道事業を担当した日本基督伝道会社がアメリカン・ボードの補助を受けているすべての諸教会を引き受けることである¹⁸⁸⁾。提案に表明されている組合教会の基本的立場は組合教会の伝道活動に関して責任的主体性を獲得することであり、このことは具体的にはアメリカン・ボードへの依存から脱却することを意味した。伝道活動の責任的主体性の獲得はミッション宣教師が教会活動の補助的立場にあって協力することを定めた提案別項2において人的側面でも補強されている¹⁸⁹⁾。

しかし、依存からの脱却というには提案には不十分な面が残されている。

この不十分さを経済的側面から見ると、諸教会の引き受けにあたってアメリカン・ボードから多額の寄付を定めていることがある。¹⁹⁰⁾あるいは教会の引受けについても、「すべての教会を引受」(第1項)とある「すべて」には例外の教会が存在することを別項1は示唆している。¹⁹¹⁾事実、提案の実施以降にもアメリカン・ボードに所属した諸教会があり、これらの教会はミッション教会と呼ばれている。ミッション教会に所属した宣教師の立場も提案にあるように補助的なものではなかったと考えられる。

そこで、提案について3点の指摘をしておきたい。まず提案は組合教会伝道事業の責任的主体性が組合教会にあることを法的に公にした。このことは組合教会がプロテスタント・キリスト教の受容期から主体的に教会活動を担い展開していく時期への転換点にあったことを示唆している。このように提案は当時の組合教会の基本政策を公にしたが、しかし第2にこの政策を実施していく実力を特に経済的に備えていなかった。したがって、第3に提案で公にされた組合教会の基本的立場の確立は現実にはなお将来の課題とされたのである。

組合教会教会法史の第Ⅱ期から第Ⅲ期(1919年-1935年)への移行期である1919年第35回総会で朝鮮伝道部規則が制定され、1921年第37回総会で伝道協定が決議されている。

朝鮮伝道部規則の制定に関しては、1910年(「日韓併合」の年)の組合教会信徒大会でその実施が決議され、¹⁹²⁾翌1911年には朝鮮人伝道が開始、さらに¹⁹³⁾1919年に朝鮮全土で3・1独立運動が展開されたことが歴史的経過として確認されねばならない。つまり、朝鮮伝道部規則はその実施決議から9年目に¹⁹⁴⁾してようやく制定されたのである。そこで、実施決議から9年目に法規が制定された組合教会の朝鮮人伝道をどのように考えることができるのか。このことについてまず、1911年に開始された組合教会の朝鮮人伝道は当初法的根拠を持っていなかったと言える。ところが、順調に推移していたかに思われた朝鮮人伝道に1919年の3・1独立運動が大きな影を落とした。その時に至ってようやく組合教会は朝鮮伝道部規則を制定したのである。したがって、朝鮮伝道部規則の制定には3・1独立運動が重要な契機となっていたことが

予想される。

では、朝鮮伝道部規則の内容はどのようなものか。まず、全10条からなるこの規則が組合教会に匹敵する教会数と会員数を擁した朝鮮人教会の規則として¹⁹⁵⁾はきわめて簡潔であることを指摘したい。さて、規則の第1条はその目的を「本部ハ朝鮮人間ニ福音ヲ宣伝シ教会ヲ設立シ且教育及社会事業ヲ経営スルヲ以テ目的トス」と述べている。第1条の主語は組合教会に設置された朝鮮伝道部「本部」であって、朝鮮人伝道の主体はこの本部にあることを端的に語っている。次いで、規則の前半（2－4条）は本部役員と職員に関連する規則であり、後半（5－8条）は教職に関連する規則、結び（9－10条）が¹⁹⁶⁾経済的規則である。要するに規則の大半は朝鮮伝道部組織の人的側面に費やされている。このような内容は3・1独立運動で混乱する朝鮮人伝道に対して組合教会の取り組みに変更がないことを法規の制定で示すと共に、組織の建て直しを人的側面から計り混乱に対処しようとしたことを語っていると¹⁹⁷⁾考えられる。

伝道協定は、その標題や第1条でこの協定が¹⁹⁸⁾「伝道事業合同」の協定であると規定されている。にもかかわらず、その内容は組合教会による日本におけるアメリカン・ボード伝道事業の吸収合併である。吸収合併の内容を協定は5点にわたって次の通り定めている。

- ① ミッション教会の組合教会への加盟（第3項）
- ② ミッション伝道費の組合教会への提供（第4項）
- ③ ミッション宣教師は部会と提携して諸教会を応援する（第5項）
- ④ 宣教師の人事等に関する決定（第6項）
- ⑤ 日本ミッションが所有する伝道貸付金（会堂建築用）の組合教会への¹⁹⁹⁾譲渡（第7項）

このように実質的にはミッションの伝道事業を吸収合併した伝道協定によって、両者の伝道活動における組合教会の責任の主体性とミッションの補助的立場は明らかにされた。このことは組合教会にとっては提案以来の基本政策に則している。ただ、伝道協定決議の背景には日本伝道に対するアメリカン・ボードの方針が強く影響したと推測される。

第Ⅲ期に決議・制定された対アメリカン・ボード関連の三法規、宣教師決議（1927年第43回総会決議）・27年協約（1927年第43回総会決議）・27年協約細則（1928年中央委員会制定）は、いずれも組合教会の政策としては伝道協定の延長に考えることができる。

宣教師決議は宣教師の人事について、伝道協定を一步進めて「日本ミッションハ特ニ他ニ定ムル場合ヲ除キ宣教師ノ招聘、帰休宣教師ノ招致及宣教師ノ任地ニ関スル決定ハ日本組合基督教会又ハ其代表者ニ諮リ之ヲ決定スルコト²⁰⁰⁾」としている。

27年協約は伝道協定で対象外だったアメリカン・ボードの事業について組合教会との共同管理を定めた協約である。協約は事業のアメリカン・ボードとの関わりから二種に大別されている。第1は神戸女子神学校等アメリカン・ボード・日本ミッションが経営していた事業を共同管理に移す協約であり、そのために11名で構成される中央委員会が設置されている²⁰¹⁾。第2は日本ミッションが関係していた事業で、組合教会の協力と参加を協約している²⁰²⁾。27年協約細則は中央委員会運営の施行細則である。組合教会が27年協約を決議したのは幅広い活動展開のため又日本ミッションとの協力関係を推進するためであったと考えられる。他方、日本ミッションにとっては基本の方針に基づくだけでなく組合教会に運営参加を求めることで不足がちな人的課題等の解決を計ろうとしたことが考えられる。なお、27年協約では中央委員の人数を日本ミッションに多くすることで運営の主導権は日本ミッションに置かれて²⁰³⁾いる。

第Ⅲ期から第Ⅳ期（1936年－1941年）への移行期に4項決議（1936年 組合教会理事会）が決議されている。この決議は1935年第35回総会で全面修正された伝道協定第4項但書きに関するものである。第4項は日本ミッションの負担について「アメリカン・ボールドハ其規定ニ従ヒ宣教師住宅ノ責ニ任ジ、其報酬、給与金、医療費、赴任費並ニ帰任費、養老金及他ノ個人的経費ヲ負担ス」とした上で「但宣教師ノ住宅ニ関シ多大ノ出費ヲ要スル場合ニハ別ニ作成スル協定ニ依ル²⁰⁴⁾」とあるのが但書きである。4項決議は但書きにある「別ニ作成スル協定」について「将来ニ置イテ特ニ之ガ協定ヲ規定シ置ク

ヲ要スル程ノコトナカルベシ²⁰⁵⁾」とその作成を放棄している。このような決議はアメリカン・ボードとの信頼関係に反すると言わざるを得ない。長年培ってきたアメリカン・ボードとの信頼関係にも時代状況が影を落としていたと考えられる。

結びに代えて

結びに代えて日本組合基督教会教会法研究の今後の課題についていくつかのことを述べておきたい。

まず、日本組合基督教会史の時期区分である。組合教会史の時期区分は何を基準として行われることが適切なのか。この問いに対して組合教会教会法史の時期区分と組合教会統計による時期区分を二つの柱とした基準で行うことで答えたい。教会法は組合教会の意志が法規という形式をとって公に表現されたものである。他方、教会統計は組合教会推移の姿を数値や図表で明らかにしている。そこで、両者の時期区分を相互検討し、さらに時代状況やそれぞれの時期の教会活動の特色等を併せて検討することによって組合教会史時期区分の作業に取り組みたい。

次いで、組合教会教会法の各論研究である。本論は組合教会教会法の全体を研究対象としたために特定時期や特定法規についての詳細な研究が行われていない。したがって、たとえば教会法の重要な転換点等の検討でそれに関係した人物やその見解あるいはその動向等に言及されていない。このような本論の限界はいわゆる教会法各論研究を要請している。

最後に「第4章 個別諸問題の検討」で取り扱った各テーマについてである。これらのテーマはそれぞれに組合教会史研究に重要な契機を担っている。本論ではその検討を教会法から行ったが、対象が教会法に限定されたことによる限界は明らかである。そこで、今後多方面からこれらのテーマに光をあて、組合教会史研究が深められることが期待される。

注

- 130) 教会規約は1891年第6回総会と1897年第12回総会でも全面修正されている。これらの全面修正についてどのように考えられるのか。そこで第1回総会制定教会規約と第6回総会の修正教会規約、第12回総会の修正教会規約を比較検討すると、規約内容は補足整備されていくが基本的構造に際立った変化がないことがわかる。したがって、2度の全面修正は第20回総会改正教会規約への一過程と考えることができる。では、組合教会設立以前の会社規則の位置付けはどうか。会社規則は国内伝道を目的とした最初の法規であると共に、教会の組織化は意図していなかった。したがって、組合教会設立準備期の法規と考えることができる。
- 131) 第20回総会改正教会規約で打ち出された重要な変化を2点指摘しておきたい。第1は組合教会への参加条件から信仰の告白を除いて「本規約に同意するもの」(第1条)を唯一の条件とした点である。第2は組合教会と伝道会社の関係の明確化で、改正教会規約では伝道会社は組合教会の設立とされている。(第34条)
- 132) 宣言書は明治38年便覧 1頁で確認できる。
- 133) 提案の第1項。明治39年便覧 3頁で確認できる。
- 134) 提案の前文。明治39年便覧 1頁で確認できる。
- 135) 日本基督一致教会と日本組合教会の合同運動とその失敗については、土肥昭夫『日本プロテスタント教会の成立と展開』1975年、56-96頁に論述されている。
- 136) 合同運動で具体的に検討されたのは合同教会の基本法であった。合同運動の中で作成された基本法案は以下の通り。「日本基督教会憲法並細則付録」「日本連合基督教会憲法並規則」「日本連合基督教会憲法並規則之付録」
- 137) 指定寄付金謝絶の決議については、土肥昭夫『日本プロテスタント教会の成立と展開』1975年、127-133頁に論述されている。
- 138) 第35回総会全面修正教会規約第36条に理事会規程が、第44条に事業規程が記されている。
- 139) 新時局宣言は、大正8年便覧 1頁で確認できる。
- 140) 1905年以降に組合教会の自給独立が順調に推移したことについては、塩野和夫『『日本組合教会便覧』の統計資料分析とその解明(1)』(『キリスト教社会問題研究』第39号、1991年、16-49頁)に述べられている。
- 141) 第35回総会で制定された社会部規則第1条は社会部の目的を「本部ハ社会問題及社会事業ニ関スル研究調査ヲ為シ且適當ナル施設ヲ図ルヲ以テ目的トス」と規定している。
- 142) 支那事変ニ関スル声明・時局ニ処スル申合は第53回総会記録 1-2頁で確認できる。
- 143) 第49回総会で可決された宣言書は第49回総会記録(45-46頁)で確認できる。
- 144) 第49回総会で報告された教勢調査審議会報告は第49回総会記録(121-147頁)で確認できる。
- 145) 伝道活動への協力と一致に第I期の特色が読み取れる。また、伝道会社の組織強

- 化が意図されなかったことが伝道会社は組合教会に、会社規則は教会規約に組み込まれる結果を招いたと考えられる。
- 146) 第12回総会全面修正教会規約第1条には次の通り信仰の告白が参加条件として位置付けられている。「第1条 組織 日本組合基督教会は本規約に同意し且つ別項に掲ぐる信仰の告白を標準とする諸教会を以て成立つ者とす」。
- 147) 第20回総会改正教会規約で常議員会は「教会設立」(第8・10条)、「教師志願者の推薦」(第13-15条)、「組合教会の事務執行」(第30条)「臨時経費の扱い」(第36条)等の事務執行を法的に定められている。
- 148) 第24回総会修正教会規約における理事会規程の内容は従来の常議員会の規定内容に準じている。
- 149) 第28回総会修正教会規約では理事の人数が増員され、常務理事会が新設されただけでなく、執行機関に対する管轄機関としての性格が強く打ち出されている。「理事は会長と共に本会の事業を経営するものとす」(第28条2項)「理事は理事会を組織し本会の事業を経営するものとす 但し理事の互選により常務理事三名を置く」(第28条2項)
- 150) 理事会強化の中でおお継続されていた会長制が理事長制に移行するのは1922年第38回総会の修正教会規約においてである。理事会規程はすでに第35回総会で制定されており、ここに組合教会の理事長制の法的制度は整うこととなる。
- 151) 財団法人理事会によって寄付行為細則・会堂建築規程が制定され、寄付行為は修正されている。
- 152) 1936年第52回総会の全面修正教会規約で会長制が導入されている。会長規程に限れば理事長制以前の会長規程と変わらない。しかし、法体系における会長の位置付け、組合教会の会長に期待する職務等を考えれば、かつての会長制との違いは明らかである。
- 153) 第52回総会修正教会規約で理事の人数が15名から9名に減らされている。その上、理事より選ばれる総務理事は「会長ヲ補佐」することが定められている。
- 154) 竹中正夫教授は日本組合基督教会の性格として①自治の精神 ②自給の精神 ③自由の精神 を挙げておられる。「日本組合基督教会の歴史と課題」『基督教研究』第48巻2号、1987年、41-49頁)
- 155) 会衆派の立場については、土肥昭夫「日本組合教会の信仰職制について」『基督教研究』第46巻第2号、1985年、2-5頁)に簡潔に述べられている。
- 156) 第I期に教会自治の規定は次の通り推移している。「各地にある独立自治の教会」(制定教会規約第1条)「各教会ノ政治ハ凡テ自治タルベキモノトス」(第6回総会修正教会規約第1条)「各教会は自給自治たるべし」(第12回総会修正教会規約第1条)
- 157) 第I期に組合教会を組織する目的の規定は次の通り推移している。「互に交誼を厚ふし相い扶助し且各孤立して行い能はざるの業を為さんため此組合を立つるものとす」(制定教会規約第1条)「同主義ノ諸教会互ニ交誼ヲ厚フシ相扶助シ且ツ共

- 同ノ事業ヲ為サンガタメ部会及総会ヲ以テ組合ヲ立ツ」(第6回総会修正教会規約第3条)「総会の目的は組合諸教会の親誼を厚うし其信仰を喚起し組合教会全体の利害に関する事項を評議し且つ左の事務を執行するに在り」(第12回総会修正教会規約第4条)
- 158) 第Ⅰ期に組合教会参加条件の規定は次の通り推移している。「組合教会は左の条目を以て信仰の簡条とす 故に此組合に加入せんと欲する教会は必ず左の条目を承認するを要す」(制定教会規約第2条)「組合教会ハ別冊ニアル如キ信仰ノ表白ヲ為スモノナリ」(第6回総会修正教会規約第2条)「日本組合基督教会は本規約に同意し且つ別項に掲ぐる信仰の告白を標準とする諸教会を以て成立つ者とす」(第12回総会修正教会規約第1条)
- 159) 組合教会における信仰の告白の推移は、土肥昭夫『日本プロテスタント・キリスト教史』1980年、144-146頁に簡潔に記されている。
- 160) 第20回総会改正教会規約では第1条の条文。第24回総会修正教会規約第1条は同文。第35回総会修正教会規約では第1条の条文。
- 161) 第20回総会改正教会規約・第24回総会修正教会規約・第35回総会修正教会規約、いずれの教会規約も第1条に規定されている。
- 162) 第20回総会改正教会規約・第24回総会修正教会規約・第35回総会修正教会規約、いずれの教会規約も第3条に規定されている。
- 163) 1910年以降、教会法史の第Ⅱ期・第Ⅲ期に組合教会の独立教会数はほとんど増加していない。このような独立教会数推移の現実と教会自治解釈の変化には何らかの関係があったかもしれない。独立教会数の推移については、塩野和夫『組合教会便覧』の統計資料分析とその解明(1)、『キリスト教社会問題研究』第39号1991年 16-49頁)に述べられている。
- 164) 第Ⅳ期の場合、すでに第3章5節で述べたように「組合教会内部の法体系の縮小は組合教会組織の管理統制強化と密接に関わっている」現実認識を法解釈の視点に加える必要がある。
- 165) 第53回総会修正教会規約第1条に規定されている。
- 166) 第53回総会修正教会規約第3条に規定されている。
- 167) 竹中正夫「日本組合基督教会の歴史と課題」(『基督教研究』第48巻第2号、1987年、140頁) 組合教会の初期に貢献した人達に担うべき責任について共通した認識があったことの指摘が注目される。
- 168) 土肥昭夫「日本組合教会の信仰職制について」(『基督教研究』第46巻第2号、1985年、162頁)
- 169) 部会・教会の執行機関については省略した。
- 170) 1900年10月に開催された第16回総会から総会開催時期は10月に変更されている。
- 171) 第Ⅰ期の総会出席議員数規定の推移は次の通り。「各教会は1名乃至2名の代人を総会に出すべし」(制定教会規約 細則第2条)「各教会ノ代員2名ヲ以テ組織ス」(第6回総会制定細則第2条)「総会は各教会の代員2名、補助教会の代員1名を

- 以て組織す」(第12回総会修正教会規約第4条3項)
- 172) 第6回総会制定総会細則第1条。
- 173) 第6回総会修正教会規約第6条2項。協同の精神を高める集会として、たとえば第6回総会では以下の集会が行われた。4月3日(火)*礼拝・聖餐式 4月4日(水)*祈祷会 *懇談会『教役者ノ修養』 *伝道奨励会(演説者8名) 4月5日(木)*祈祷会 *懇談会『聖書ノ応用』 *建徳談話会(演説者8名) 4月6日(金)*祈祷会 *連合大祈祷会 4月7日(土) *親睦会
- 174) 第6回総会修正教会規約第6条2項。
- 175) 第I期の常議員会の規定は以下の通り。制定教会規約第4条には「当組合に関する百般の事業を掌らしむ」と事務委員数名の規定がある。事務委員が常議員に改められるのは第6回総会からで、第6回総会制定総会細則第4条に「常議員5名ヲ置キ総会全体ニ関スル事務ヲ処理セシム」とある。第12回総会修正教会規約第8条には常議員会の処理すべき事務が以下の通り規定されている。「常議員会に於て処理すべき事務左の如し (1) 組合諸教会統計報告の調整並びに出版の事 (2) 教会全体に関する出版物の事 (3) 牧師伝道師招聘の相談並びに紹介 (4) 日本伝道会社及び教会全体に関する事務」
- 176) 「法的に未熟な段階における産物」という表現は法整備の進む1904年第20回総会改正教会規約以降、諸教会の協同の精神が組合教会への主体的責任の参加に転化される可能性が次第に弱くなったいきさつを背景として述べられている。
- 177) 総会出席議員数の規定について、たとえば第20回総会改正教会規約第23条には次の通り規定されている。「1、独立教会の代員2名 但し現注册会员二百名以上の教会は1名を増す事を得 2、仮教会の代員1名 3、本会教師にして牧師の現職にある者」各部会の教会規模の分析は、塩野和夫「『日本組合教会便覧』の統計資料分析とその解明(1)」(『キリスト教社会問題研究』第39号、1991年、16-49頁)で行われている。
- 178) 第20回総会改正教会規約第25条。
- 179) 第20回総会改正教会規約第28条。第24回総会修正教会規約第26条、第35回総会修正教会規約第34条の内容もこれに準じている。なお、協同の精神を高める場としてたとえば第20回総会では以下の集会が行われている。10月22日(土)*大演説会 23日(日)*総会の説教並びに晩餐式 *大演説会 24日(月)*祈祷会 *按手礼式 *信徒大会 25日(火)*祈祷会 *大親睦会
- 180) 第24回総会修正教会規約で常議員会が理事会と名称変更されている。
- 181) 第II期・第III期に事業部として教会規約には以下の通り設けられている。第20回総会改正教会規約 日本基督伝道会社 第24回総会修正教会規約 1、教務部 2、伝道部(日本伝道会社) 3、教育部 4、出版部 第35回総会修正教会規約 1、総務部 2、伝道部 3、朝鮮伝道部 4、教育部 5、社会部 6、財務部
- 182) 第52回総会修正教会規約における総会出席議員数の規定は次の通り。「総会ハ本会ノ最高機関ニシテ左ノ議員ヲ以テ組織ス 1、教会ノ代員 現注册会员150名未満

の教会 1名 現注册会员150名以上400名未満ノ教会 2名 現注册会员400名以上700名未満ノ教会 3名 現注册会员700名以上ノ教会 4名 2、教会ノ主任教職 3、本会会長及理事 4、財団法人日本組合基督教会維持財団理事 5、部会長」(教会規約第29条)

- 183) 第52回総会修正教会規約における番外議員の規定は次の通り。「左ニ列記スル者ハ総会ノ議事ニ参与スルコトヲ得 但決議ノ数ニ加ルコトヲ得ズ 1、本会ノ教職 2、本会ノ職員及各種委員長 3、財団法人日本組合基督教会維持財団監事 4、教会ノ執事及日曜学校校長 各1名 5、伝道部ノ代表者 6、基督教世界社役員 7、1927年協約中央委員 8、1927年協約中央委員会 管理諸機関ノ代表者 各1名 9、同志社神学教育協力委員長 10、同志社大学文学部神学科ノ代表者 1名 11、日本組合基督教会婦人伝道会理事 12、日本組合基督教会男女青年会連盟中央委員の代表者 1名 13、アメリカン・ボード日本現地委員 14、特ニ総会ニ於テ推薦シタル者」(教会規約第30条)
- 184) 第52回総会修正教会規約における総会処理事項の規定は次の通り。「1、本会事業ニ関スル報告及議事 2、本会ノ歳入出予算及決算報告 3、部会ニ関スルコト 4、按手礼ニ関スルコト 5、教職ノ進退及教会ノ処分ニ関スルコト 6、他ノ教会及団体トノ協力ニ関スルコト 7、総会開催地 8、本会役員及委員ノ選挙」(教会規約第38条)
- 185) E. Troeltsch がその著書 "Der Historismus und seine Probleme" 1922 において共同体諸概念の中で中心的位置付けを与えているのが「文化圏 (der Kulturkreis)」の概念である。なぜなら、民族—文化圏—人類という広がりを見せる共同体諸概念の中で、異なる文化圏との出会いを経験した近代世界を、しかも各地域の立場から検討するために文化圏概念が極めて重要かつ有効性を持つからである。近代世界と東アジア文化圏をめぐる諸問題については『日本組合基督教会史研究の方法論』で論述する予定である。
- 186) 東アジア諸国が自制的・自立的に始めた歩みを東アジア近代史の視点として、たとえば、佐伯有一「アジアにおける近代」(『岩波講座 世界歴史』21巻 1971年 3—17頁) では西ヨーロッパの認識と対峙させながら論述されている。
- 187) たとえば、毛沢東「中国革命と中国共産党」(日本共産党中央委員会出版部発行『毛沢東選集』第2巻下 1965年、376頁—415頁) には、中国の近代が半封建・半植民地体制の克服として規定されている。この規定を東アジア諸国に一般化することはできないが、東アジア諸国近代史における対ヨーロッパ・対北アメリカ諸国との関係を考えるうえで重要な示唆を与えている。
- 188) このことは提案の第1項に規定されている。
- 189) 提案の別項2に「直接伝道に従事するアメリカン・ボード宣教師諸氏は日本伝道会社社員として協力せられん事」とある。
- 190) 提案の第2項に「アメリカン・ボードは右引渡の実行を助けんが為の金六千円を日本基督伝道会社に寄付する事」とある。

- 191) 提案の別項1に「本案の通り実行の上はアメリカン・ボード宣教師の補助を受ける諸講義所は自給独立するか又は日本伝道会社に引き渡さる迄は組合教会の統計と区別して統計表を製する事」とある。
- 192) 1910年第26回総会の信徒大会決議文に「新たに加へられたる朝鮮同朋の教化に対しては同年度に於て速かに之が実行に着手し、茲に百年の大計を樹立し、以て基督を信ずる吾党日本国民の大責任を完ふせんことを期す」とある。（「明治44年便覧」128頁）
- 193) 1911年の朝鮮人伝道開始については明治45年便覧148頁に「朝鮮伝道現況報告」が記されている。
- 194) 組合教会の朝鮮人伝道と3・1独立運動については飯沼二郎・韓哲曦『日本帝国主義下の朝鮮伝道』1985年、65-174頁に述べられている。
- 195) 朝鮮人教会の統計分析については、塩野和夫「『組合教会便覧』の分析とその解明（1）」（『キリスト教社会問題研究』第39号、1991年、16-49頁）
- 196) 朝鮮伝道部規則は大正9年便覧 29-31頁で確認できる。
- 197) しかし、朝鮮人教会の混乱と低迷は解消されず、1921年第37回総会で朝鮮伝道部は解散、朝鮮人伝道部規則も廃止されている。
- 198) 伝道協定第1条に「日本組合基督教会及アメリカン・ボールド・チャパン・ミッションは伝道事業に於て合同す」とある。
- 199) ただし、第37回総会で決議された伝道協定の第4項によると、4項・6項・7項・8項の決議はミッション宣教師委員3名が加わった組合教会理事会で行われた。
- 200) 宣教師決議は1928年規約集 25頁で確認できる。
- 201) 日本ミッション経営事業の協同管理移行と中央委員会の設置は27年協約の「第1 従来ミッション経営ノ下ニ在ル事業機関ノ管理ニ対スル協約」に定められている。（1928年規約集 21-23頁）
- 202) 日本ミッションが関係した事業で組合教会の協力と参加を求めた協約は27年協約の「第2 日本ミッションノ関係アル左ノ事業ニ対スル協約」に定められている。（1928年規約集 21-23頁）
- 203) 第42回総会で決議された27年協約の「第1、第1条」では中央委員の定員は11名、そのうち日本ミッションから7名、組合教会から4名が選出される事に規定されている。
- 204) 第51回総会で修正された伝道協定但書は1938年規約集 28頁で確認できる。
- 205) 1936年組合教会理事会で決議された4項決議は1938年規約集 29頁で確認できる。